

平成 23 年 9 月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

電子入札に参加するために必要な IC カードについて

本市が実施する電子入札に参加するためには、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の電子入札コアシステム対応認証局から発行された IC カード(電子証明書格納)が必要となっています。

本市の電子入札システムに登録可能な IC カードの利用者(IC カードの名義人)は、次のとおりとなりますので、お知らせします。

記

1 IC カードの利用者

IC カードの利用者(IC カードの名義人)は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 入札参加資格に代表者を登録している場合は、その代表者
- (2) 入札参加資格に代表者から委任を受け、受任者で登録している場合は、その受任者
- (3) 代表者または受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限の委任を受けている者

2 IC カードの利用者の確認

本市電子入札システムから電子業者登録(IC カードの登録・更新)を行う際に、次の画面が表示されますので、確認のうえ、IC カードの登録(更新)を行ってください。

なお、この画面は平成 23 年 10 月 3 日以降表示されます。

当該ICカードの取得者(名義人)は、大阪市入札参加資格に登録している代表者(受任者で登録している場合は受任者)に相違ありません。

または、大阪市入札参加資格に登録している代表者(受任者で登録している場合は受任者)から、このICカードを利用して電子入札に関する次の事項を行う権限の委任を受けていることを確認します。

(委任事項)

大阪市が発注する案件について、電子入札システムによる入札等に関する件

委任期間: 当該ICカード登録日から入札参加資格の終了日

ただし、当該ICカードの有効期間内において、自動的に更新するものとする。

上記内容を確認し
ICカードの登録

戻る

3 既に電子業者登録を行った者の取扱い

平成23年9月末日までに電子業者登録（ICカードの登録）が済んでいる者で、ICカードの利用者（ICカードの名義人）が代表者（受任者を登録している場合は受任者）以外となっている場合は、代表者または受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限の委任を受けている者とみなします。

誤って権限の委任を受けていない者のICカードを登録している場合は、速やかに「代表者」、「受任者」、または「代表者または受任者から権限の委任を受けている者」のICカードを登録してください。

4 その他

電子業者登録（ICカードの登録・更新）を行うためには、本市が発行した電子調達システムID・パスワードが必ず必要となります。

ICカードに関して、詳しくは「大阪市電子調達システムヘルプデスク」**06-6945-4003**にお問い合わせいただくか、ホームページ (<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/index.html>) をご覧ください。



お問い合わせ 大阪市契約管財局契約部

工事契約担当 電話番号：06-4395-7151

物品等契約担当 電話番号：06-4395-7161

業務委託契約担当 電話番号：06-4395-7145

契約制度担当 電話番号：06-4395-7141